

市民の皆さんからのご意見をお聞かせください

「第7次志木市男女共同参画基本計画（素案）」について意見を募集します。

【計画の概要】

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、第1次基本計画となる「志木市婦人問題行動計画」を昭和62年に策定して以来、積極的に事業を展開し、男女共同参画社会を支える基盤整備や制度の充実、意識啓発の取組などを進めてきました。

一方、社会・経済のあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、雇用分野における男女間格差が存在していること、仕事と子育て・介護等の両立の難しさ、あらゆる暴力の根絶など、依然として取り組むべき多くの課題があります。

特に、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は未曾有の危機をもたらし、特に女性がその大きな影響を受けました。配偶者等からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））や性暴力の増加・深刻化、雇用・所得への影響などが顕在化しました。

そのような中、法制度の面では、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題への新たな女性支援を目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定（令和6年4月1日に施行）されたほか、令和7年には、女性活躍の状況は進んでいるものの、男女間賃金差異や女性管理職比率の状況は国際的に見ると依然として改善が必要な水準であることなど、残された課題も多くあることから、令和8年までを期限とする女性活躍推進法について、取組内容の充実を図るとともに、期限を10年間延長する法改正が行われました。

こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、これまでの取組を継承、発展させることにより、全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「第7次志木市男女共同参画基本計画」を策定します。

つきましては、「第7次志木市男女共同参画基本計画（素案）」について、市民の皆さんからのご意見を募集します。

【募集期間】

令和8年2月3日（火）～3月4日（水）（当日消印有効）

【募集内容】

「第7次志木市男女共同参画基本計画（素案）」に対する意見

【意見を提出できる方】

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する方
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・ 市内の学校に在学する方
- ・ 市に納税義務を有する方
- ・ 意見公募手続に係る施策等につき利害関係を有する方

【計画の閲覧方法】



- 志木市ホームページ（<http://www.city.shiki.lg.jp/>）からご覧いただけます。
- 市役所人権推進室、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館で閲覧できます。

【意見の提出方法】

市民意見シートに必要事項（住所、氏名、第6次志木市男女共同参画基本計画（素案）に対する意見等）をご記入のうえ、郵便、ファックス、Eメールまたはご持参のいずれかの方法で提出してください。

志木市ホームページの電子申請・届出サービス、志木市公式LINEでも提出できます。

- 郵便の場合
〒353-8501 志木市中宗岡1丁目1番1号
志木市役所 市長公室 政策推進課（人権推進室）あて
- ファックスの場合
048-474-4384
- Eメールの場合
jinken@city.shiki.lg.jp
- 持参の場合
志木市役所3階 市長公室 政策推進課（人権推進室）へ
- 電子申請 LoGo フォーム



【その他】

- いただいたご意見、ご提案等は、後日とりまとめのうえ、市の考え方等とあわせて志木市ホームページ及び閲覧場所で公表いたします。
- いただいたご意見、ご提案等に対する個別の回答はいたしません。
- いただいたご意見、ご提案等は返却いたしません。

担当：市長公室 政策推進課（人権推進室）

電話：048-456-6020